

1.4 その他の業務

(1) 各支所への連絡等

総務課

ア 各支所への連絡確認

- ① 震災直後には、各支所へ連絡し、被害の状況及び避難所の状況について、連絡、確認。停電により連絡がつかず苦慮した。吾妻支所では、付近一帯の停電のため職員を現地へ派遣し状況把握を行った。
- ② 総務課として支所の状況把握の必要性から支所被害状況調査を行った。その後の余震でも調査を行ったが、施設管理担当である管理課と調整し一元化した。
- ③ 災害対策本部の内容について支所への情報伝達がなく、災対本部から報告されるまでの間、総務課独自で対応した。
- ④ 避難所状況の確認では、指定避難所と住民が自主的に集会所等へ避難した箇所等への対応について各支所で苦慮していた。(人員及び物資の対応)
- ⑤ 避難所への避難者数や必要物品などを把握するため、避難所からの状況報告について、当初決まった様式がなく、災対本部から様式を指定されるまで独自に対応した。
また、学習センターとの合築館については、教育委員会と重複していたが、だいぶ経ってから教育委員会、並びに災対本部等へ集約された。
- ⑥ 当時、災対本部からの情報不足により、避難所運営に混乱が生じていたことから、3月30日に、支所長・学習センター館長の合同会議を行い、各課より避難所の対応、施設の運用、窓口の対応、原発災害への対応、市民への周知方法などについて協議、報告を行い、情報の共有化と統一的な対応に努めた。
- ⑦ 定例支所長会議を4月は中止し、5月から再開した。再開以降は、罹災証明や被災者支援に関する手続き、放射能災害に伴う町内会への機器の貸出や食品検査、除染に関することなど、増加する窓口業務に対応するため、関係部署からの協議報告を行い、円滑な窓口対応を行えるよう努めた。

イ 各種窓口開設に伴う連絡調整

- ① 総務部次長が窓口開設に伴い、連絡調整を行った。中でも被災家屋の関係については、福祉部門の窓口担当課ならびに建築部門の担当課では既に業務が多く、新たな窓口開設の調整に苦慮した。
- ② 4月13日に、支所の被災者支援窓口対応について、支所長会議を行い、各種制度の概要と対応について、情報の共有化と統一的な対応に努めた。

(2) 人事・職員関係

職員課

ア 震災直後

(ア) 避難所動員職員の特例的な勤務態様

- ① 職務免除
- ② 私有車の公務使用許可
- ③ 管内旅費の支給

ガソリン不足により公用車による移動が困難であったため、避難所勤務を行う職員については、私有車の公務使用の所属長による口頭での許可申請を行い、管内旅費（車賃）を支給した。

(イ) 時間外勤務手当の対応

- ① 膨大な時間となるため集計時のチェックシート使用を徹底
- ② 時間外勤務手当の財政措置と支給事務

イ 発災後3ヶ月

(ア) 人事異動（災害復旧対応）

例年4月の定例人事異動を5月発令（定年退職者並びに勸奨退職者は4月1ヶ月間を嘱託扱い）とし、震災対応のなかでの混乱を避けるとともに、災害復旧担当部署へ重点的に人員を配置した。また、6月1日には原子力災害に対応し、環境課に環境放射能を測定するための人員を配置した。さらに、7月8日には損壊家屋等解体処理業務のために、建築職3名を清掃管理課兼務とした。

<平成23年4月1日付人事異動>

平成23年3月31日付退職者のうち同意を得られた89名に対し、退職前と同じ役職・業務を嘱託し1ヶ月間延長して雇用した。（職員体制を維持し、災害対応を優先するため）

<平成23年5月1日付人事異動>

- ① 道路管理課 3名増（災害復旧業務）〔道路建設課2名減 河川課1名減〕
- ② 下水道建設課 3名増（災害復旧業務）
〔農林整備課1名減 幹線高速道路課1名減 市街地整備課1名減〕

<平成23年6月1日付人事異動>

- ① 環境課 2名兼務・1名併任発令（原子力災害対応）
〔下水道総務課1名兼務 産業交流プラザ1名兼務 水道配水課1名併任〕

<平成23年7月8日付人事異動>

- ① 清掃管理課 3名兼務発令（損壊家屋等解体処理業務）
〔新庁舎建設課1名 建築住宅課1名 開発建築指導課1名〕

ウ 発災後6ヶ月

(ア) 組織改正（災害復旧対応、原子力災害対応）

10月1日付けで専任の危機管理室長を配置するとともに、危機管理室内に危機管理課と放射線総合対策課を新設し、危機管理室を15名体制（派遣職員等含む）とした。そのほか、環境課内に放射線モニタリングセンターを、健康福祉部内に放射線健康管理室を新設し、合わせて災害復旧及び原子力災害への体制を強化した。

さらに、除染業務を迅速かつ適切に進めるために24年1月19日付けで放射線総合対策課を1名増員するとともに、土木職・建築職10名を兼務とし、危機管理室を25名体制とした。

<平成23年10月1日付人事異動>

- ① 政策推進部次長が兼務していた危機管理室長を専任へ
- ② 危機管理室内に危機管理課（4名）と放射線総合対策課（5名）を新設し、計9名の職員を配置するとともに、派遣職員等を合わせて配置した。（除染対策強化）
- ③ 環境課内に放射線モニタリングセンターを新設し、4名の職員（ただし所長は環境課長が兼務）を配置した。（放射線測定・調査体制の強化）

- ④ 健康福祉部内に放射線健康管理室を新設し、9名の職員（全員健康推進課職員が兼務）を配置した。（市民の健康管理対策の強化）

<平成24年1月19日付人事異動>

- ① 放射線総合対策課 1名増・10名兼務発令（除染対策強化）
〔交通政策課1名減〕 〔農林整備課3名 道路建設課1名 河川課1名
建築住宅課1名 幹線高速道路課1名 都市計画課1名 交通政策課1名
下水道建設課1名兼務〕

(イ) 他自治体からの派遣職員受け入れによる震災対応人員の確保（9月～）

山口県山口市、長崎県長崎市（3名）、東京都青梅市、東京都稲城市、三重県津市（2名）、埼玉県所沢市、埼玉県草加市から合計10名の派遣職員を受け入れた。

広報広聴課（2名）、危機管理課（2名）、放射線総合対策課（2名）、資産税課（2名）、道路管理課、下水道建設課へそれぞれ配置した。

※その後も継続して他自治体からの派遣職員の協力をいただいた。

(ウ) 職員の放射線防護対策（研修、健診）

- ① 高線量現場にて業務にあたる職員に積算線量計を配付し、勤務時間中装着し記録を保存することとした。

- ② 高線量現場現業職員の健康診断において、血液検査項目を追加して実施した。

- ③ 職員向けに放射線専門家による講演会を開催した。

(エ) 放射線対応の職員給与費を財政措置

時間外勤務における放射線対応に係る部分が増大し、東京電力株式会社への賠償請求も視野に入れ、総務費に災害復旧関連費を新設し職員給与費として財政措置し、放射線対応による時間外勤務手当の支給状況を管理した。

エ 発災後1年

(ア) 人事異動（災害復旧対応、原子力災害対応）

原子力災害からの復興を協力に進めるために、危機管理室をはじめ、農業振興課や公園緑地課の職員を増員し、除染体制の強化を図った。また、適切な市民の健康管理を実施するため、放射線健康管理室へ専任職員を配置し管理体制の強化を図った。さらに、震災による損壊家屋解体処理業務のために清掃管理課に専任職員を配置し業務体制の強化を図った。

<平成24年4月1日付人事異動>

- ① 放射線総合対策課 3名増（除染対策強化）
② 農業振興課 1名増（農地除染業務）
③ 公園緑地課 1名増（都市公園の除染対策強化）
④ 環境課 1名増（放射線モニタリングセンター所長を専任へ）
⑤ 放射線健康管理室 2名増（市民の健康管理体制強化）
⑥ 道路管理課 1名増（災害復旧業務）

<平成24年7月1日付人事異動>

- ① 放射線総合対策課 6名増（除染対策強化）
〔農林整備課1名減 道路管理課1名減 道路建設課1名減 市街地整備課1名減
下水道建設課1名減〕
② 放射線健康管理室 1名増（市民の健康管理体制強化）
〔東部支所1名減〕

<平成24年8月1日付人事異動>

- ① 清掃管理課 3名増（損壊家屋解体処理の業務体制強化）
〔障がい福祉課1名減 開発建築指導課1名減 新庁舎建設課1名減〕

<平成24年10月1日付人事異動>

- ① 放射線総合対策課 3名増（除染対策強化）
〔資産税課1名減 市民課1名減 教育総務課1名減〕
② 清掃管理課 2名兼務発令（損壊家屋解体処理の業務体制強化）

〔市民税課 2 名兼務〕

<平成 24 年 12 月 1 日付人事異動>

① 放射線総合対策課 5 名兼務発令 (除染対策強化)

〔道路管理課 1 名 建築住宅課 1 名 幹線高速道路課 1 名 下水道建設課 2 名兼務〕

(イ) 他自治体からの派遣終了時にホールボディカウンタによる検査を実施

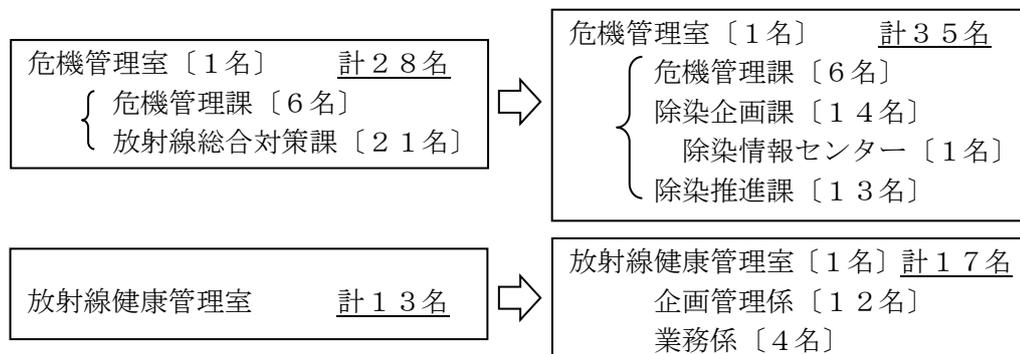
(ウ) 全職員にストレス調査を実施し、レベル 4 職員の臨床心理士による個別面談とレベル 3 職員のメンタルヘルス講座派遣を実施した。

オ 発災後 2 年

(ア) 組織改正 (災害復旧対応、原子力災害対応)

「ふるさと除染計画」に基づく除染のスピードアップを図るため、放射線総合対策課を除染企画課と除染推進課に改編し、さらに関連情報を発信するため除染企画課内に除染情報センターを設置した。また、放射線による市民の健康不安払拭のため放射線健康管理室を 2 係制と市民の健康管理体制を強化した。

<平成 25 年 4 月 1 日付組織改正>



(イ) 人事異動 (災害復旧対応、原子力災害対応)

震災からの「復興」を更に進めるため除染による生活空間線量改善、市民の継続的な健康管理、食の検査、風評被害払拭などの関係部署へ職員の重点配置を行い、執行体制の強化を図った。

<平成 25 年 4 月 1 日付人事異動>

① 除染企画課・除染推進課 7 名増 (除染対策強化)

② 観光課 1 名増 (風評被害払拭)

③ 放射線健康管理室 4 名増 (市民の健康管理体制強化)

④ 道路管理課 1 名増 (災害復旧業務)

⑤ 建築住宅課 2 名増 (ふるさと定住支援住宅整備事業)

カ 他自治体からの派遣職員の集計

H23 年度=山口市、長崎市、所沢市、青梅市、稲城市、津市、草加市の 7 市から 1 6 名

H24 年度=山口市、長崎市、荒川区、出雲市、坂井市、さいたま市の 6 市区から 2 1 名

H25 年度=山口市、長崎市、さいたま市、福井市、伊予市、の 5 市から延べ 1 1 名

キ 講演会の開催(平成 23 年 3 月 21 日)

放射線健康リスク管理アドバイザーによる講演(福島テルサ)

(原発爆発後、放射線についての福島市内で初めての講演)

(3) 住民情報オンラインシステム、行政情報ネットワークシステム関係

情報管理課

【3/11】

○14:50 FCC 職員自社建物から避難 (架電により確認)

○15:10 FCC より サーバ系異常なし報告有り

- 16:30 現在確認状況（第1報） ⇒ 支所（東西 SC 含む。）10 箇所
 ※清水、北信、土湯、信陵、飯坂、吾妻、飯野、茂庭、東口、西口
 ⇒ それ以外の出先 20 箇所（行政情報）
- 19:15 東口行政 SC 復旧確認
- 20:00 過ぎ 福島南消防署（信夫）復旧確認
- 20:15 こむこむ館復旧確認
- 20:24 現在状況確認
 ⇒ 支所（西口行政 SC を含む。）9 箇所
- | | | | |
|--------------------------|----|----|----|
| ①清水支所 | 回線 | 住民 | 行政 |
| ②北信支所 | 回線 | 住民 | 行政 |
| ③土湯温泉町支所 | 回線 | 住民 | 行政 |
| ④信陵支所 | 回線 | 住民 | 行政 |
| ⑤飯坂支所 | 回線 | 住民 | 行政 |
| ⑥茂庭出張所 | 回線 | 住民 | 行政 |
| ⑦吾妻支所 | 回線 | 住民 | 行政 |
| ⑧飯野支所 | 回線 | 住民 | 行政 |
| ⑨西口サービスコーナー
（産業交流プラザ） | 回線 | 住民 | 行政 |
- ⇒ それ以外 21 箇所
- 20:55 LGWAN 復旧確認 ※県サーバ
- 21:15 東口行政 SC 3/12 開庁判断（市民課）
- 22:00 東口行政 SC 現場にて、動作確認終了
- 22:23 西口行政 SC 3/12 閉庁判断報告（市民課より）
 ※3/12 コラッセ全館入室制限有り（市民課より）
 ※西口行政 SC 現場での動作確認 3/12 午前 9:00 より（市民課、情報管理課）
- 23:50 3/12 午前 9:00 以降の「システム動作確認（住民情報）」スケジュール作成
 ⇒ システム管理係 2 班体制 3//12 9:00am～ 19 箇所

【3/12】

- 0:08 現在状況 支所⇒ 9 箇所、それ以外⇒ 20 箇所（福島南消防署復旧）
- 0:30 現在状況 支所⇒ 9 箇所、それ以外⇒ 19 箇所（余目保育所復旧）
- 8:35 3/12、3/13 システム運用決定
 ・3/12～3/13 において、東西口行政 SC の使用なし決定（市民課より）
 ※余震対応を考慮 データ保全を最優先する。
 ・企画政策課 使用しないことを確認
 ・FCC へ連絡
- 8:50 LGWAN 再度の通信確認
- 8:50 出先（支所等）の住民情報オンラインシステム動作確認作業出発
 ※2 班体制（1 班 2 名）
 ※18 支所（出張所を含む。）及び西口行政 SC の 19 箇所
 ※東口行政 SC は、3/11（昨日）実施済み
- 10:00 現在状況 支所⇒ 7 箇所 それ以外⇒18 箇所 計 25 箇所
- 11:00 現在状況 支所⇒ 7 箇所 それ以外⇒16 箇所 計 23 箇所
 ※清水学習センター、福島消防署西出張所 復旧確認
- 13:30 現在状況 支所⇒ 7 箇所、それ以外⇒全て× 48 箇所 計 55 箇所
 ※支所（出張所、東西含む。）⇒ × 7 箇所／20 箇所
 支所以外 ⇒ × 48 箇所／51 箇所
 計 × 55 箇所／71 箇所

●住民情報オンラインシステム動作確認等結果

< A班 >

- ①西口行政SC⇒ 行政情報○ 住民情報○ R-FAX○
 ②東部⇒ 行政情報○ 住民情報○ R-FAX○
 ③大波⇒ 行政情報(システムなし) 住民情報(システムなし) R-FAX○
 ④北信⇒ 地区停電のため、システム起動確認不可！
 ⑤飯坂⇒ 地区停電のため、システム起動確認不可！
 ⑥茂庭⇒ 地区停電のため、システム起動確認不可！
 ※プリンタ破損(5400N)
 ※出張所機能、ダム事務所インフォメーションセンターに移転(自己発電OK)
 ⑦信陵⇒ 地区停電のため、システム起動確認不可！
 ⑧清水⇒ 行政情報○ 住民情報○ R-FAX○
 ⑨西 ⇒ 行政情報○ 住民情報○ R-FAX○
 ⑩土湯⇒ 地区停電のため、システム起動確認不可！

< B班 >

- ①渡利⇒ 行政情報○ 住民情報○ R-FAX○
 ②立子山⇒ 行政情報○ 住民情報○ R-FAX○
 ③飯野 ⇒ 地区停電のため、システム起動確認不可！ ※機器類は壊れていない。
 ④松川⇒ 行政情報○ 住民情報○ R-FAX○
 ⑤蓬萊⇒ 行政情報○ 住民情報○ R-FAX○
 ⑥杉妻⇒ 給水の市民多数のため、3/12 システム起動確認不可
 ※ 3/11 に通信は確認済みであるため、システム起動確認は実施しない。
 ⑦信夫⇒ 行政情報○ 住民情報○ R-FAX起動不良(≒電源入らない)。
 ※FCCへ連絡済み
 ※R-FAX起動不良に対して、3/12 17:00 信夫支所職員立会いの上、代替機と交換完了！
 ⑧吉井田⇒ 行政情報○ 住民情報○ R-FAX○
 ⑨吾妻 ⇒ 地区停電のため、システム起動確認不可！
 ※機器類は壊れていない。
- 16:20 3/14(月)以降の市民課、支所等の業務再開についての考え方の整理を行う。
 ⇒・情報管理課調査結果等情報提供を3/13(日)市民課に行い、決定する。
 (広域イーサ系) (Bフレッツ系)
- 16:40 現在状況 支所→ 6箇所、それ以外⇒全て× 48箇所 計 54箇所
 ※北信支所復旧確認
 ※支所(出張所、東西含む)⇒ × 6箇所/20箇所
 支所以外 ⇒ × 48箇所/51箇所
 計 × 54箇所/71箇所
- 16:50 3/14(月)システム管理係集合時間の決定を行う。
 ⇒・このまま何事もなければ、3/14(月)8:00集合とする。
 ※3/13(日)の状況(停電復旧、広域イーサ、Bフレッツ)で、必要に応じて集合時間を繰上げる。
- 19:10 市民課より、3/13(日)東西口行政SCどちらも開庁しないことの連絡を受ける。
 ※3/13(日)コラッセパスポートセンター、観光物産開庁に伴う東西口行政SC開庁についての市民課判断の連絡を受ける。
 ⇒・情報管理課 余震対応を考慮 データ保全を最優先する。
 ・FCC リスクを極力避ける対応を考えて頂きたい。
- 21:00 現在状況 支所→ 4箇所、それ以外⇒全て× 48箇所 計 52箇所

※飯坂支所、信陵支所復旧確認

※支所（出張所、東西含む。）⇒ × 4 箇所／20 箇所
支所以外 ⇒ × 48 箇所／51 箇所
計 × 52 箇所／71 箇所

□ 光通信網

茂庭、立子山、大波地区への光ファイバー網設置が完了し、引渡し直前の震災であったため、設備の無事が確認できるまで納品することの無いようにNTTへ依頼。5日程度で全設備目視点検及び通信試験の結果異常無しとの報告を受け、年度内に納品を受けることができた。

□ 情報発信（広報広聴課、情報管理課）

災害時の情報発信にソーシャルメディアが有効であるとのことから、また、復興や風評払拭への取り組みを発信するという目的で、ツイッター、フェイスブック、ユーチューブの利用へ向けての準備を行った。

セキュリティポリシーとの整合、国ガイドライン等を参考に利用ポリシーを作成。24年度中に運用を開始した。

(4) 車両、各種資機材等の調達等 管理課

ア 車両調達及び公用車の配車

- ① 各避難所駐在員輸送等、災害対応のための公用車の優先的配車。
- ② マイクロバスによる各避難所への物資輸送。
- ③ 震災後、ガソリンの供給不足が生じたため、マイクロバスによる本庁～各避難所間において避難所駐在員の輸送バスを4コース運行した。
- ④ 県の災害対策本部を通じて、電気自動車の寄贈及び貸与を受けた。
(名古屋市から1台寄贈、福島三菱自動車より2年間無償貸与)

イ 各種資機材及び燃料の調達

- ① 震災当日より、懐中電灯、ラジオ、ホッカイロ等を庁内外より調達、避難所配付。
- ② ガソリン、灯油等の燃料供給不足に陥るも、福島県石油業協同組合の協力により優先支給を受け、各避難所への物資配送用等公用車のガソリン及び避難所ストーブ用の灯油を確保。
- ③ その他、避難所で必要とされた各種物品を調達。

ウ 工事等の契約における対応

- ① 震災により資材不足及び燃料不足が生じたことから、市工事請負約款に基づき、工事等の請負業者に「中止命令」を市長名で通知し、資材の供給状況をみながら再開させた。
- ② 震災及び原子力災害から速やかに復旧・復興できるようスピード感のある契約締結に努めた。

(5) 雇用促進住宅の避難者受入れ 商業労政課

- ・ 入居受付窓口事務
- ・ その他苦情対応、建物の修理手続き等

震災後まもなく、厚生労働省より避難所として雇用促進住宅の空室を開放するため各自治体で避難者受入窓口を設置するよう要請があり、商業労政課に受付窓口を設置（対象は信夫・岡部・松川の雇用促進住宅）した。

信夫は震災前の入居者が一世帯のみだったため、信夫から入居受付を開始した。市外、市内に分け部屋の割り振り実施。入居については立会いのもと鍵の引渡しを行った。

しかし、部屋の状況を確認できない状況下での、入居受付の要請であったため、避難者入居後に建物の水漏れや、カビ、畳の腐食、網戸の欠損等の不具合が多数発覚し、その対応に追われた。

部屋の修繕についても、住宅の管理運営業務委託を（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構から受けている一般財団法人SK総合住宅サービス協会（旧：財団法人雇用振興協会）側での

実施体制がなく、市が業者に依頼し請求を協会へ送った。

松川については信夫の反省を生かし、市独自で入居可能な部屋の調査を実施した。

また、建物の不具合以外にも、住宅清掃への参加協力や、市政だよりの配布方法、駐車場の確保、ペット、ゴミに関する苦情等様々な問題が生じ、地元町会、既入居者、協会との調整を図った。

その他の業務として、生活支援物資の希望受付、配布、日本赤十字社の生活家電の希望受付を行った。

最後に総括としては、今回のように予期せぬ事態に緊急的に避難所として雇用促進住宅を貸し出す場合は日頃からの空き部屋のメンテナンス、電気、ガス、水道の復旧方法、入居の手続きの仕方など、事前に修繕業者や関係機関と連携して不測の事態に備える必要があると思われる。

(6) 浜通りからの区域外就学への対応 学校教育課

地震発生のその日から、浜通りに住む児童生徒が福島市に避難を始めた。

学校教育課では、平成23年3月末から、区域外就学（住所地を変えないで、市町村をまたいで転学すること）の申請受付の手続きを、本庁・各支所、避難所等で開始した。

避難児童生徒は、同年6月のピーク時に、小・中学生合わせて約1,000人となり、市内約80%の学校に就学した。

出身地は、浜通りの全市町村に及び、特に南相馬市・浪江町・富岡町の3市町の出身者が約85%を占めた。



区域外就学を申請する保護者

(7) 老人福祉センター等における入浴サービス状況 長寿福祉課

避難所生活を送るあさひ台団地等の市民や広域避難者に対し、施設を開放して無料で入浴サービスを実施した。

施設名	利用者数	内 訳		実施日 H23
		市民 (あさひ台・清明町)	広域避難者 (相馬市・南相馬市・浪江町・いわき市)	
わたりふれあいセンター(渡利)	117名	10名	107名	3/23～31
老人福祉センター(仁井田)	10名	—	10名	3/25～31
飯野デイサービスセンター(飯野)	40名	—	40名	3/24～25
合 計	167名	10名	157名	3/23～31

※わたりふれあいセンター、老人福祉センターは、4月1日以降も入浴サービスを継続(避難者無料)

(8) 火葬業務

環境課

環境課が所管する公共施設には斎場と市営墓地（新山霊園、御山墓地、岩谷墓地、渡利墓地、天王寺墓地）があり、いずれの施設においても震災に伴う大規模な被災は発生しなかった。

震災後の業務において大きな課題となったのは、石油製品の大幅不足の状況において、火葬に使用している灯油の確保であり、現在の斎場に備えてある灯油保管用地下タンクでは約7日間程度の火葬が可能な量を備蓄できる程度のため、継続的な灯油の調達を行う必要があった。

当時、他の公共施設からポリタンクを使用して運搬したり、石油業者や石油関連団体の協力を得ながら、必要量の継続的な調達をした。

震災当日の3月11日は友引で、斎場は休業日のため、施設設備の被害状況の確認をし、震災の翌日以降、特別に休業することなく通常の業務を継続した。

斎場では、午後3時までに18遺体を火葬できる体制となっているが、震災後は、午後4時に2体と5時に3体の火葬の枠を拡大し、震災での応急火葬については、主にこの時間帯で、対応した。

斎場使用料については、平成23年3月19日以降、市民の火葬に影響を及ぼさない範囲内で他市町村からの被災遺体の受入れを行い、福島市斎場条例第7条第3項に基づき斎場使用料の減免措置を講じた。

その対象は、災害救助法の適用となっている市町村を経由して福島県災害対策本部からの依頼を受けた火葬と被災の実情を聞き取りした個別の火葬で、被災市町村等への連絡を指導した上で、大人については、2万円（小人は1万2千円）を減免した。

霊柩自動車使用料についても減免を講じ、被災の実情を聞き取りし、被災市町村等への連絡を指導した上で、減免した。

平成22年度と23年度の災害火葬の件数（単位：件）

		平成22年度	平成23年度
大人	通常分	2,942	3,136
	災害分	39	84
大人以外	通常分のみ	201	201
計		3,182	3,421

※応急埋火葬許可の発行手続き業務のため、震災後における休日は、輪番制で職員が出勤して対応した。

(9) 統一地方選挙期日の変更

選挙管理委員会事務局

ア 当初日程

「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年12月8日公布）」の規定に基づき、下記日程で執行する予定であった。

福島県議会議員一般選挙 平成23年4月10日（日）

福島市議会議員一般選挙 平成23年4月24日（日）

イ 東日本大震災の影響による選挙期日の延期

「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成23年3月22日公布）」の規定に基づき、平成23年3月23日の第1次指定で福島県議会議員一般選挙が、及び平成23年3月28日の第2次指定で福島市議会議員一般選挙がそれぞれ延期されることになった。

ウ 選挙期日の決定経過

① 福島市議会議員一般選挙

「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項の特例選挙期日を定める政令（平成23年5月

13日公布)」の規定に基づき、平成23年7月31日に決定された。

② 福島県議会議員一般選挙

「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項の特例選挙期日の定める政令の一部を改正する政令（平成23年10月5日公布）」の規定に基づき、平成23年11月20日に決定された。

(10) その他

ア 企業立地課

- 平成23年3月11日(金) ・工業団地状況確認作業
- 平成23年3月12日(土) ・災害瓦礫置場設置地元等説明
・工業団地及び施設点検作業
- 平成23年3月13日(日) ・国道4号伏拝地区崩落土砂置場設置地元説明
- 平成23年3月14日(月) ・県警へ災害派遣警察関係車両駐車場として公社用地無償貸付作業（3/15～）
・誘致企業等の被災状況調査（～3/15）

イ 各施設・団体の記録

- ※「資料4 消防本部」
 - ※「資料5 福島市中央卸売市場」
 - ※「資料6 あぶくまクリーンセンター」
 - ※「資料7 あらかわクリーンセンター」
 - ※「資料8 福島市女性教育指導員 震災時の対応に関する調査報告」
 - ※「資料16 福島市議会の動き」
- を参照